

5月以降受付開始

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と子育て世帯臨時特例給付金の給付について

消費税率8%への引き上げに対し、低所得者への負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。また、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から「子育て世帯臨時給付金」を支給します。

【臨時福祉給付金】

■支給対象者 平成26年1月1日に町の住民基本台帳に登録されている方で、平成26年度分町民税(均等割)が課税されない方 ※ご自身を扶養している方が課税される場合および生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外

■給付額 支給対象者1人につき1万円 ※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等および児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は5千円が加算されます。

【子育て世帯臨時特例給付金】

■支給対象者 基準日(平成26年1月1日)における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限に満たない方

■対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童 ※臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者等は対象外

■給付額 対象児童1人につき1万円

■申請時期 5月～8月(予定)

■申請方法 現在準備中です。具体的な申請時期や手続き方法が決まり次第、町のホームページや広報紙などでお知らせします。

■問合せ 役場健康福祉課

☎296-1241

交通ルールの遵守・マナー向上、点検整備・損害保険等への加入・ヘルメットの着用を

自転車マナーアップで安全安心なまちにしよう



自転車交通ルールの遵守・マナー向上を 守ろう！自転車安全利用5則

1 車道が原則、歩道は例外



自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。

そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

【例外】<歩道を通行できる場合>

- ◇道路標識・道路標示で歩道通行可の場合
- ◇13歳未満の子ども
- ◇70歳以上の高齢者
- ◇車道通行に支障がある身体障がい者
- ◇車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

歩道を通行する場合でも…

着用を

アップでまちにしよう

2 車道は左側を通行



自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 並進の禁止
- 夜間はライト点灯
- 信号遵守
- 交差点での一時停止・安全確認

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者の方は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

児童・幼児以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。



自転車ものれば車のなかまいり

毎年5月は「自転車月間」として、自転車利用者の交通ルールの遵守・交通マナーの向上を図る取り組みが全国的に実施されています。埼玉県など九都県市でも、広域的に連携・協力して、一斉に自転車マナー向上に取り組みま

す。スローガンは「自転車ものれば車のなかまいり」です。取り組みの重点は、九都県市共通で「自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上(特に自転車安全利用5則の周知徹底)」 「自転車の点検整備の促

進」、埼玉県では「自転車損害保険等への加入促進」「幼児・児童および生徒・高齢者の自転車乗用時のヘルメットの着用促進」となっています。歩行者、自転車および自動車等がともに安全に通行できる地域社会の実現に向けて、交通ルールの遵守と自転車マナー向上のための取り組みに、皆さまのご協力をお願いします。

交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、皆さんが会費を出し合い、交通事故によって死亡やケガをしたときに見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

■共済期間 平成27年3月31日まで(加入者が他市町村へ転出した場合でも共済期間内は有効です)

■共済会費 【一般】900円 【中学生以下】500円 (中途加入も同額)

■対象となる交通事故 日本国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等による衝突、接触、転落、転覆などの事故、または歩いていてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故など

■見舞金 【死亡時】120万円 【傷害1(交通事故証明書が得られる場合)】入院1日につき2000円 など

■申込場所 役場生活環境課(庁舎2階)、役場東出張所、鳩山郵便局、鳩山鳩ヶ丘郵便局

■問合せ 役場生活環境課 ☎29615894

講演会で危険意識を向上



交通事故の発生事例について説明する西入間警察署署員

町ふれあいセンターで2月20日、「西入間警察の交通・防犯の講演で安全安心なまちづくりに役立てよう」と題した、交通・防犯に関する講演会が開催され、平成25年12月の改正道路交通法における自転車利用への新ルールや、迷惑駐車問題について意識を高めました。